

区内 認可外保育施設長 各位

世田谷区子ども・若者部保育認定・調整課長  
松岡 敏幸

「世田谷区保育所等における送迎バス等安全対策支援補助金」の交付申請について

日頃より、世田谷区の保育行政にご協力いただき御礼申し上げます。

標記補助金につきまして、申請手続き等の詳細を下記のとおりご案内いたします。

本紙及び【別表】の記載内容をよくご確認いただき、補助対象となる経費について交付申請をされる場合は、期限内に各書類をご提出いただくようお願いいたします。

記

## I 補助対象経費

補助要件：令和5年4月1日から令和6年3月31日までに、契約・購入（委託）・

### 支払が完了していること

#### 1 送迎バスの子どもの置き去り防止 【上限額：（1）～（4）合計100万円／台】

<対象施設>送迎バスを運行している施設

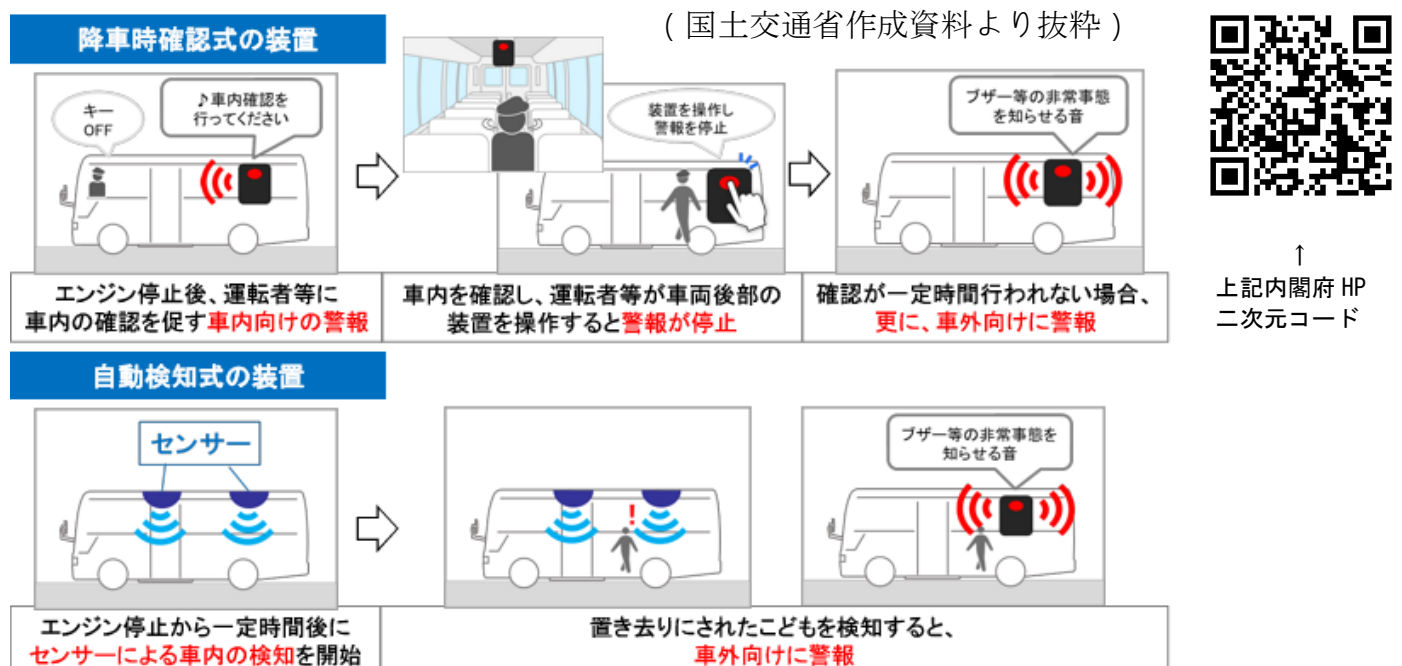
※安全装置を装備しなくても、確実に児童の所在確認が行われると考えられる座席が2列以下の自動車は補助対象外。

（1）送迎バス用の安全装置の設置に係る機器等の導入経費（リース料含む）

◆機器（下図「降車時確認式」又は「自動検知式」、内閣府が作成する「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のリスト」（※）に掲載されている装置）の購入費用

※URL（内閣府 HP）：<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/anken/list.html>

◆工事（取付）費用



(2) 送迎バス用の安全対策（安全装置以外）に係る経費

**対象経費（例）** 見守りカメラ、置き去り防止アプリ、IC タグ、無線式ブザー、ワイヤレスチャイム、電子ホイッスル、窓用補助鍵（転落防止用） 等

(3) 国が作成した「こどものバス送迎・安全徹底マニュアル」等に基づく研修の実施に係る経費

◆講師謝金 ◆講師の交通費 ◆研修を実施する会議室の借用料 等

※国が策定した「こどものバス送迎・安全徹底マニュアル」（令和4年10月12日公表）について、YouTube に研修動画を公開したとの事務連絡が国よりありました。園内研修等でご活用ください。

（掲載 URL） <https://www.youtube.com/watch?v=OfedbZ1fQ9M>

上記 URL  
二次元コード



(4) その他バスの安全点検や改修等の置き去り防止に係る取組に係る経費

◆バスの安全点検にかかる費用 ◆バスの改修にかかる費用  
◆バス内部の遮熱・断熱加工にかかる費用 ◆置き去り防止にかかるコンサル経費 等

## 2 送迎バス以外の置き去り等の事故防止 【上限額：(1)・(2) 合計200万円/施設】

(1) 送迎バス以外の施設外及び施設内活動時の置き去り、見失い、飛び出し等の事故防止の対策に必要な経費

<対象施設> 全施設

- ◆ICT を活用した子ども見守りサービス（GPS や Bluetooth を活用したシステム等）の導入費用等
- ◆防犯カメラの導入費用等（保育事故の防止を目的としたものに限る）
- ◆飛び出し防止のための物品の購入費用等  
（例）飛び出し防止柵、飛び出し注意看板、窓の補助錠、ベビーゲート、保育室内のカーブミラー
- ◆遊具の安全対策にかかる費用（点検費用等）
- ◆AED の導入費用等

(2) 睡眠中の事故防止対策に必要な機器の購入等に係る経費（リース料含む）

<対象施設> 0～2歳児が在籍している施設

- ◆ベビーセンサーの導入費用等

※0～2歳児の在籍児童数等を超える数以上に機器を購入することや、1名の児童に対して複数の機器を購入することはできません。

## II 提出書類等

「【別表】提出書類等」のとおり。

なお、購入物品・委託内容等が確認できない場合は、「【別表】提出書類等」に記載の提出書類のほか、追加で書類の提出をお願いする場合があります。

## III 手続きの流れ

### 1 対象経費算出

購入先・委託先等とやり取りの上、補助対象経費を算出してください。

## 2 申請（原則、電子申請） 【提出期限：令和5年6月30日】

「交付申請書・支出内訳（予定）」（第1号様式、押印不要）を、原則として電子申請にて提出してください。

なお、「交付申請書・支出内訳（予定）」の記載金額に誤りがある等により、交付決定額と実績額が異なった場合、変更申請（本頁下段参照）が必要となります。変更申請がある場合、補助金支払いが遅れるため、記載内容を精査の上、必ず正確な金額を記載ください。

※申請者が社会福祉法人の場合、条例により、別様式での提出が必要となります（別途ご案内いたします）。

※「交付申請書・支出内訳（予定）」の様式、電子申請フォームへのリンク先は、世田谷区ホームページ（ページ番号：203231、アクセス方法は4頁中段参照）に掲載しています。

※電子申請によるご提出が難しい場合は、本件担当（4頁下段記載）あてに上記書類を郵送してください。

## 3 交付（額）決定

区で「交付申請書・支出内訳（予定）」の内容を審査の上、交付額を決定します。交付決定後、「交付決定通知書」等を郵送します。

## 4 対象経費支出

対象経費を支出の上、購入先・委託先等から領収書等の発行を受けてください。

### 【変更申請について】

交付決定金額と実績額が異なった場合、変更申請が必要となります。

変更申請の手続きは、以下のとおりです。

※変更申請が必要となった場合は、手続き前に、必ず本件担当（4頁下段記載）あてにご連絡ください。

①「変更・中止・廃止申請書」（第5号様式）に必要事項を記載し、原則として電子申請により提出してください。

※「変更・中止・廃止申請書」の様式、電子申請フォームへのリンク先は、世田谷区ホームページ（ページ番号：203231、アクセス方法は4頁中段参照）に掲載しています。

※電子申請によるご提出が難しい場合は、本件担当（4頁下段記載）あてに各書類を郵送してください。

②区で内容を審査し、「変更・中止・廃止申請書」とともに変更後の金額での「交付請求書」を郵送します。

③「変更・中止・廃止申請書」に記載の請求金額等を確認の上、2箇所代表者印を押印して、本件担当（4頁下段記載）あてに郵送してください。

## 5 請求（郵送） 【提出期限：令和6年3月31日（必着）】

以下の書類を本件担当（4頁下段記載）あてに郵送してください。

(1)「交付請求書」（第4号様式、要押印）

上記「3 交付額決定」後、「交付決定通知書」とともに、送付します。

## (2) 領収書・レシート等

領収書等貼付用紙に貼付してください。

※必ず宛名（施設名又は法人名）が記載されているものとしてください（レシートで宛名がない場合は、施設名を補記してください）。

※領収書・レシート等がA4サイズの場合は、上記用紙への貼付は不要です。

## 6 補助金支払い

区で「交付請求書」等の内容を審査し、決定済みの交付額をお支払いします。

## 7 実績報告（原則、電子申請） 【提出期限：令和6年4月30日】

「実績報告書」（第9号様式、**押印不要**）を、原則として電子申請にて提出してください。  
※申請者が社会福祉法人の場合、条例により、別様式での提出が必要となります（別途ご案内いたします）。

※「実績報告書」の様式、電子申請フォームへのリンク先は、世田谷区ホームページ（ページ番号：203231、アクセス方法は4頁中段参照）に掲載しています。

※電子申請によるご提出が難しい場合は、本件担当（本頁下段記載）あてに各書類を郵送してください。

【各種様式の掲載先、電子申請フォームリンク掲載先（世田谷区ホームページ）】

ページ番号：203231



<二次元コード>



## IV その他

- (1) 円滑な審査・補助金支払のため、各書類の提出期限によらず、早期提出にご協力いただくよう、お願いいたします。
- (2) 本補助金により取得した単価50万円以上の物品を処分（補助金の目的以外の用途に使用、譲渡、交換、貸し付け、担保に供する、又は廃棄すること）する場合は、事前に本件担当（本頁下段記載）あてにご連絡をお願いいたします。
- (3) 本補助金にかかる消費税仕入控除税額の報告について、令和7年6月末までに国への報告が義務付けられています。世田谷区への報告締切は、令和7年4月頃を予定しておりますので、税申告資料について、あらかじめご準備いただきますようお願いいたします。

### 【本件担当】

〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27

世田谷区 子ども・若者部 保育認定・調整課 認可外保育施設担当

電話 03-5432-2224 FAX 03-5432-3018

## 世田谷区保育所等における送迎バス等安全対策支援補助金に関する Q&A

このQ&Aは、令和5年4月10日時点でのものです。

内容を更新した場合は、世田谷区ホームページ（ページ番号：203231、アクセス方法は4頁中段参照）で更新版を公開します。

### 1 送迎バスの子どもの置き去り防止

| No. | Q   | A   |
|-----|---|---|
| 1   | 児童の送迎を目的とした自動車に、安全装置は必ず装備しないといけないですか。   | <p>国の基準改正に伴い、令和5年4月以降、児童の送迎を目的とした自動車を日常的に運行するときは、安全装置を装備しなくても、確実に児童の所在確認が行われると考えられる2列以下の自動車等を除き、安全装置の装備が義務付けられました。</p> <p>なお、装備すべき安全装置の導入が困難な場合は、経過措置として、令和6年3月31日までの間、車内の園児の所在の見落としを防止するための代替的な措置を講じることが必要です。</p> <p>&lt;代替的な措置の例&gt;<br/>                     運転席に確認を促すチェックシートを備え付けるとともに、車体後方に園児の所在確認を行ったことを記録する書面を備える。</p> |
| 2   | 児童の送迎のために、バスではなく乗用車を使用していますが、安全装置を装備しないといけないですか。また、その場合における導入費用等は、補助対象となりますか。       | <p>乗用車の場合も、安全装置を装備しなくても、確実に児童の所在確認が行われると考えられる座席が2列以下の自動車等を除き、安全装置の装備が必要です。</p> <p>また、乗用車の場合も、安全装置の装備が必要な自動車に安全装置を装備した場合は、導入費用等が補助対象となります。</p>   |
| 3   | 児童の送迎を目的とした自動車を、年数回、園外活動時等に使用する場合は、安全装置を装備しないといけないですか。また、その場合における導入費用等は、補助対象となりますか。 | <p>児童の送迎を目的とした自動車を、年数回、園外活動時等に使用する場合は、安全装置を装備することは必須ではありません。また、その場合における導入費用等は、補助対象とはなりません。</p> <p>ただし、児童の送迎を目的とした自動車を運行する際は、A1記載の&lt;代替的な措置&gt;を講じるなど、車内の園児の所在の見落としを防止するための代替的な措置を講じるようにしてください。</p>   |
| 4   | 1台のバスを複数の施設で使用しています。どのように申請すればよいですか。  | 1台のバスを複数の施設で使用している場合は、「●●●保育園 外●園」等と記載  |

|  |  |                     |
|--|--|---------------------|
|  |  | し、代表する1施設で申請してください。 |
|--|--|---------------------|

## 2 送迎バス以外の置き去り等の事故防止

| No. | Q   | A   |
|-----|---|---|
| 1   | 園庭や敷地の出入口等、施設の建物以外に飛び出し防止柵を設置する場合、補助対象となりますか。       | 児童の飛び出し防止のため、施設の敷地内に設置するものであれば、補助対象となります。                                 |
| 2   | 既存の古い柵を撤去して、新たに飛び出し防止柵を設置した場合、既存の柵の撤去費用は補助対象となりますか。 | 既存物の撤去費用は、補助対象外となります。   |
| 3   | 遊具の点検費用や、点検の結果により不備があったために修繕を行った際の費用は、補助対象ですか。      | 遊具の安全対策のために修繕を行った場合は、点検費用も含め、補助対象です。<br>なお、遊具の撤去費用や新たな遊具の購入費は、補助対象外となります。 |
| 4   | 園内の破損している机や椅子、コットベッド等什器の修繕や購入経費は補助対象となりますか。         | 左記の費用は、通常の保育所運営の中で対応するべきものであると考えられるため、補助対象外となります。                         |

### その他（上記「1」「2」共通）

| No. | Q   | A   |
|-----|---|---|
| 1   | この補助事業（補助金）はいつまで実施しますか。   | 現時点で、令和5年度に限り実施する予定です。<br>なお、令和6年3月31日までに契約・購入（委託）・支払が完了している対象経費が補助対象となります。 |
| 2   | 新たに導入した安全装置や機器等のリース料やランニングコスト等は、補助対象となりますか。                             | 新たに導入した安全装置や機器等のリース料やランニングコスト等は、令和6年3月31日までの分に限り、補助対象となります。                 |
| 3   | 児童の送迎を目的とした自動車に設置する安全装置や防犯カメラ、その他各種システム・サービス等を運用することに伴う光熱費は、補助対象となりますか。 | 今回の補助金を活用して導入した装置や各種システム・サービス等を運用することに伴う光熱費は、補助対象外となります。                    |
| 4   | 既存の機器やシステムを更新したり、買い替えたりした場合、その導入費用等は、補助対象となりますか。                        | 新たに機器やシステムを導入した場合のみ、その導入費用等は補助対象となります。                                      |
| 5   | 誘導員を設置した場合等にかかる人件費は、補助対象となりますか。   | 左記のケースを含め、今回の補助金においては、いずれの項目においても、人件費は補助対象外となります。                           |
| 6   | 物品の購入に伴う施設への送料は、補助対象となりますか。   | 物品の購入に伴う施設への送料は、補助対象外です。  |
| 7   | 振込手数料やクレジット会社への手数料は、補助対象となりますか。   | 振込手数料やクレジット会社への手数料は、補助対象外となります。   |

**【別表】提出書類等(世田谷区保育所等における送迎バス等安全対策支援補助金)**

**1 送迎バスの子どもの置き去り防止 【上限額：(1)～(4)合計100万円/台】**

| 項目  | 補助対象経費   | 提出書類<br>(申請時)            | 提出書類<br>(請求時)  | 提出書類<br>(実績報告時) |
|---|--|--------------------------|--|-----------------|
|   |  | 提出期限：令和5年6月30日           | 提出期限：令和6年3月31日   | 提出期限：令和6年4月30日  |
| (1) 送迎バス用の安全装置の設置に係る機器等の導入経費（リース料含む）          | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆機器（内閣府作成「<u>送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のリスト</u>」に掲載されている装置）の購入費用</li> <li>◆工事（取付）費用</li> </ul>                 |                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆「交付請求書」（第4号様式）</li> <li>◆領収書・レシート等</li> <li>◆装置の「製造メーカー名」、「装置名」等が分かる書類</li> <li>◆安全装置を装備する車両の内観写真及び外観写真<br/>※内観写真は、座席が3列以上であることが確認できるもの。</li> <li>◆口座振込依頼書兼登録申請書（従来の補助金と同じ口座に振込を希望する場合等は不要、以下同じ。）</li> </ul> |                 |
| (2) 送迎バス用の安全対策（安全装置以外）に係る経費                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆以下の物品等の導入費用等（例）<br/>見守りカメラ、置き去り防止アプリ、ICタグ、無線式ブザー、ワイヤレスチャイム、電子ホイッスル、窓用補助鍵（転落防止用）等</li> </ul>              | ◆「交付申請書・支出内訳（予定）」（第1号様式） | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆「交付請求書」（第4号様式）</li> <li>◆領収書・レシート等</li> <li>◆口座振込依頼書兼登録申請書</li> </ul>  | ◆実績報告書（第9号様式）   |
| (3) 国が作成した「こどものバス送迎・安全徹底マニュアル」等に基づく研修の実施に係る経費 | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆講師謝金</li> <li>◆講師の交通費</li> <li>◆研修を実施する会議室の借用料</li> </ul>  |                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆「交付請求書」（第4号様式）</li> <li>◆領収書・レシート等</li> <li>◆研修内容が分かる書類</li> <li>◆口座振込依頼書兼登録申請書</li> </ul>   |                 |
| (4) その他バスの安全点検や改修等の置き去り防止に係る取組に係る経費           | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆バスの安全点検にかかる費用</li> <li>◆バスの改修にかかる費用</li> <li>◆バス内部の遮熱・断熱加工にかかる費用</li> <li>◆置き去り防止にかかるコンサル経費 等</li> </ul> |                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆「交付請求書」（第4号様式）</li> <li>◆領収書・レシート等</li> <li>◆口座振込依頼書兼登録申請書</li> </ul>  |                 |

## 2 送迎バス以外の置き去り等の事故防止 【上限額：(1)・(2)合計200万円／施設】

| 項目  | 補助対象経費   | 提出書類<br>(申請時)            | 提出書類<br>(請求時)  | 提出書類<br>(実績報告時) |
|---|--|--------------------------|--|-----------------|
|   |  | 提出期限：令和5年6月30日           | 提出期限：令和6年3月31日   | 提出期限：令和6年4月30日  |
| (1) 送迎バス以外の施設外及び施設内活動時の置き去り、見失い、飛び出し等の事故防止の対策に必要な経費 | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ICTを活用した子ども見守りサービス（GPSやBluetoothを活用したシステム等）の導入費用等</li> <li>◆防犯カメラの導入費用等（保育事故の防止を目的としたものに限る）</li> <li>◆飛び出し防止のための物品の購入費用等（例）飛び出し防止柵、飛び出し注意看板、窓の補助錠、ベビーゲート、保育室内のカーブミラー</li> <li>◆遊具の安全対策にかかる費用（点検費用等）</li> <li>◆AEDの導入費用等</li> </ul> | ◆「交付申請書・支出内訳（予定）」（第1号様式） | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆「交付請求書」（第4号様式）</li> <li>◆領収書・レシート等</li> <li>◆口座振込依頼書兼登録申請書（従来の補助金と同じ口座に振込を希望する場合等は不要、以下同じ。）</li> </ul> | ◆実績報告書（第9号様式）   |
|   | (2) 睡眠中の事故防止対策に必要な機器の購入等に係る経費（リース料含む）  |                          | ◆ベビーセンサーの導入費用等   |                 |